



新型コロナウイルスワクチン接種に関するお知らせ

この記事は9月7日時点の情報で作成しています。

オミクロン株対応ワクチンを使用した追加接種(3回目以降の接種)を開始します

接種開始日 9月27日(火) **近日中に予約受付を開始します。**

使用ワクチン オミクロン株(BA.1型)と従来株に対応したワクチン(2価ワクチン)。ファイザー社ワクチン及びモデルナ社ワクチンを予定。

※区の集団接種会場では、9月27日から、使用するワクチンをオミクロン株対応ワクチンに切り替えます(現在予約している方も含む)。ご自身が接種を受けるワクチンの種類をご確認のうえ、接種を受けてください。

対象者 1・2回目接種を完了した12歳以上の方

※まずは、現行の4回目接種の対象者で接種がお済みでない方を優先して実施します。

! **すでにお届けした3回目用接種券または4回目用接種券でオミクロン株対応ワクチンの接種を受けられます。接種を受けるまで大切に保管してください(5回目用の接種券は、4回目の接種から5か月を迎える頃にお届けします)。**

! **1・2回目接種が未接種の方は、オミクロン株対応ワクチンの接種を受けられません(1・2回目接種では従来型ワクチンを使用します)。**

小児(5~11歳)への3回目接種が始まりました

接種開始日 9月6日(火)から接種を受けられるようになりました。区では、10月から本格的に開始します。

使用ワクチン ファイザー社ワクチン(5~11歳用) ※1・2回目接種で使用したものと同一ワクチンです。

対象者 1・2回目接種を完了した5~11歳の方

接種間隔 2回目接種から5か月経過

接種券の送付スケジュール 下記 [今後の接種券送付スケジュール](#) (「3回目用」の欄)をご覧ください。

●接種券を早く受け取りたい方へ

2回目接種を5月31日までに完了した方で接種券を早く受け取りたい方は、区のホームページから接種券の発行申請を行ってください。

今後の接種券送付スケジュール

前回の接種から5か月を迎える方に、順次、接種券を送付します。

送付する接種券の種類	送付対象者	到着開始日
4回目用	3回目の接種を4年5月に受けた18歳以上の方	9月16日~
	3回目の接種を4年6月に受けた18歳以上の方	10月6日~
3回目用	2回目の接種を4年5月に受けた12歳以上の方	9月16日~
	2回目の接種を4年6月に受けた12歳以上の方	10月5日~
	2回目の接種を4年6月末までに受けた5~11歳の方	

※以下のいずれかに該当する方は、接種券の発行申請が必要です。

- 前回の接種後に転入した方
- 海外で接種を受けた方
- 到着開始日から1週間程度経過しても接種券が届かない方
- これまで一度も接種を受けていない方

新たに5歳になる方は、小児接種の対象年齢となるため、1・2回目接種の接種券を送付します。

送付対象者	到着開始日
平成29年10月2日~11月1日生まれの方	9月16日~
平成29年11月2日~12月1日生まれの方	10月3日~

※4年8月20日以降に転入した方は、接種券の発行申請が必要です。

区の集団接種会場の開設スケジュール等、最新情報は、本紙及び区のホームページ等でお知らせします。

予約・問合せ先

電話 世田谷区新型コロナウイルスコール(ワクチンコール)

☎0120-136-652 月~金曜午前8時30分~午後8時、土・日曜、祝日午前8時30分~午後5時30分

※聴覚に障害のある方を対象に、ファクシミリ(☎03-5687-2020)でも受付をしています。

※接種券の発送直後は、電話が繋がりにくい場合があります。

インターネット

最新の情報は、区のホームページをご覧ください。

インターネットでの予約もこちらから▶



9月21~30日は秋の全国交通安全運動期間です~たくさんの笑顔が走る 首都東京

●歩行者も交通ルールを守って事故予防

交通事故による死亡者のうち、最も多いのは歩行者です。道路横断の際は、横断歩道を通行する、信号機のあるところでは信号に従う等、自身やお子さんの安全と幸せを守るためにも必ず交通ルールを守り、安全確認を行いましょ。

●夕暮れ時は早めのライト点灯を

秋口は日没時間が急激に早まり、夕暮れ時や夜間の交通事故が多発します。早めのライト点灯を心掛けましょ。

また、外出の際は、明るく目立つ服装を心掛け、夕暮れ時や夜間は反射材用品を身に着けましょ。

●飲んだら乗らない・乗るなら飲まない

判断能力やとっさの行動力を低下させる飲酒運転による事故が後を絶ちません。自転車での飲酒運転も絶対にやめましょ。

●自転車も交通ルールを守りましょ

区内の交通事故のうち、約半数の事故に自転車が関係しています。自転車は、道路交通法上は軽車両です。車道の左側通行・交差点での一時停止等の交通ルールを守りましょ。

また、例外的に歩道を走行する際も、歩道は歩行者優先です。歩行者に配慮した運転をお願いましょ。

●二輪車のスピード出し過ぎに注意

スピードの出し過ぎは事故のもとです。特に交差点では歩行者や車両の右左折に注意して、安全運転を心掛けましょ。

●電動キックボードの交通ルールを再確認ましょ

電動キックボードは、道路交通法上、車両に該当ましょ。逆走や歩道走行、一方通行の進入は禁止です。

☎交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX6432-7996